

業務の運営に関する規程

事業所名 株式会社ダイバース

第1 求 人

- 1 当社は、日本国内の全職種に関する求人の申込みを受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合や、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適當である場合には受理しません。
- 2 求人の申込みは、求人者又はその代理人が所定の書式によりお申込みください。直接来所できないときは、郵便、電話、ファックス又は電子メールにてお問合せください。
- 3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件を、あらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示してください。
ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。
- 4 求人受付の際には、受付手数料を、別表の料金表に基づき申し受けます。
いったん申し受けました手数料は、紹介の成否にかかわらずお返し致しません。

第2 求 職

- 1 当社は、日本国内の全職種に関する求職の申込みを受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
- 2 求職申込みは、所定の書式によりお申込みください。
直接来社できないときは、事前に、電話、ファックス又は電子メールにてお問合せください。

第3 紹 介

- 1 求職者には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう責任を持って紹介に努めます。
- 2 求人者には、その御希望に適合する求職者を紹介できるよう責任を持って努めます。
- 3 紹介に際しては、求職者に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの

使用により明示します。

ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。

- 4 求職者を求人者に紹介する場合には、所定の推薦状にて紹介手続きを行います。
- 5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
- 6 当社は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に紹介を致しません。
- 7 就職が決定した際には求人者から別表の手数料表に基づき、紹介手数料を申し受けま

第4 その他

- 1 当社は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
- 2 雇用関係が成立した際には、求人者、求職者双方から当社に対して、報告をしてください。

また、紹介されたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったときにも同様に報告してください。

- 3 当社は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
- 4 本所が職業安定法に基づく業務に関して広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行いません。また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、本所が当該情報が正確、最新でないことを確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうか確認する又は当該情報の時点を明らかにする措置を講じます。
- 4 当社は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切致しません。
- 5 当社の取扱職種の範囲等は、国内、全職種です。
- 6 当社の業務運営に関する規定は、以上のとおりであります。当社の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は担当者にお問合せください。

2024年 9月 3日

代表者 鈴木 雄也